

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊新発田駐屯地
第382会計隊長 大崎 新悟

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 一般競争に付する事項

(1) 件 名 等

件 名	規 格	単位	数量	備 考
新発田駐屯地ほか毎木調査役務	仕様書のとおり	式	1	

- (2) 履 行 期 限 契約締結の日から令和7年2月28日
(3) 履 行 場 所 陸上自衛隊新発田駐屯地及び新発田駐屯地宿舍

2 入 札 参 加 資 格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) **令和4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の決定を受けた者のうち「役務の提供等」の等級がD以上に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地区の競争参加資格を有する者であること。**
(4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の処置を受けている期間中でないこと。
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造もしくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 入 札 条 件

- (1) 入 札 金 額 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは切り捨て)をもって落札金額とするので入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜き金額を入札書に記載してください。なお、入札結果は事務処理上税抜き金額で発表する。
(2) 再 度 入 札 1回の入札で落札決定できない場合、直ちに再度入札を実施する場合がある。
(3) 郵 便 入 札 郵便入札は可とする。(再度入札を行う場合は別示する。)

4 落 札 決 定 方 法

- (1) **総額が当隊所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。**
(2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

5 入札及び契約心得を示す場所

- (1) 陸上自衛隊 新発田駐屯地 第382会計隊 契約班
(2) 東部方面会計隊ホームページ

6 説 明 会

実施しない。現地確認等を実施したい場合は事前に申し出ること。

7 入 札 日 時 及 び 会 場

- (1) 日 時 令和6年9月26日(木) 11:00
(2) 会 場 陸上自衛隊新発田駐屯地 1050号建物(業務隊舎)3階 駐屯地教場

8 保証金に関する事項

- (1) 入 札 保 証 金 免 除
(2) 契 約 保 証 金 免 除

9 違 約 金 等

- (1) 落札者が契約を結ばない場合、入札金額に消費税相当額を加算した額の100分の5以上を徴収する。
(2) 落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を徴収する。

10 遅 延 賠 償

遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を徴収する。

11 入 札 の 無 効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
(2) 電報、電話、ファックス等による入札
(3) 郵便等による入札で、会計隊に入札開始1時間前までに未着のもの(到着の確認は発送者の責により行うものとする)
(4) 入札書に記載された入札金額、件名及び入札者の氏名が判別しがたい場合(入札者の記名にあたっては、代表者(責任者)のほか担当者の氏名を記載の上、連絡先も記載すること。ただし代表者(責任者)が記名・押印する場合は、担当者の氏名及び連絡先の記載は不要とする。)
(5) 入札書に記載された金額が訂正されている場合
(6) その他入札に関する条件に違反した場合

- 12 契 約 書 の 作 成
契約金額が150万を超える場合は契約書を、50万円を超える場合は請書を作成する。
- 13 適用する契約条項
 - (1) 役務請負契約条項
 - (2) 談合等の不正行為に関する特約条項
 - (3) 暴力団排除に関する特約条項
- 14 そ の 他
 - (1) 委 任 状 代表者でない者が入札する場合、入札時に委任状を提出
 - (2) 資 格 決 定 通 知 書 入札開始前までに、第2項の(3)で示す資格決定通知書の写しを提出すること。
 - (3) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は次のとおりとする。
ア 日 時:令和6年9月30日(月) 10時00分
イ 場 所:新潟県新発田市大手町6-4-16 陸上自衛隊新発田駐屯地 駐屯地隊員食堂
 - (4) 連 絡 先
〒957-8530 新潟県新発田市大手町6-4-16 陸上自衛隊 新発田駐屯地
ア 告 告、入札及び契約に関する事項
陸上自衛隊新発田駐屯地 第382会計隊 担当:上松
TEL:0254-22-3151 内線(337) FAX:0254-22-4666(直通)
イ 仕様書及び現場説明に関する事項
陸上自衛隊新発田駐屯地 業務隊管理科 担当:伊藤
TEL:0254-22-3151 内線(621)